

和歌山大学システム工学部長選考規程

制 定 平成 7 年 1 0 月 2 日

最終改正 平成 2 7 年 3 月 1 9 日

第 1 条 和歌山大学システム工学部長（以下「学部長」という。）は、学部配置の専任教授のうちから和歌山大学システム工学部教授会規程第 2 条第 2 項に規定する教授会（以下「拡大教授会」という。）の議を経て学長が選考する。

第 2 条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の日の 1 月以前に、同項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、速やかに行う。

第 3 条 学部長は、学部配置の専任教授の中から選考する。

第 4 条 拡大教授会は、学部長候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、本学部配置の専任教員（以下「選挙資格者」という。）により選挙を行う。

2 選挙日において、休職中の者及び海外渡航中の者は、選挙資格者から除外する。

第 5 条 選挙は、単記無記名投票により行う。

第 6 条 開票は、学部長が評議員立会いの下に行う。

第 7 条 選挙は、構成員 3 分の 2 以上出席の拡大教授会において行う。

2 前項の拡大教授会において出席者の過半数の得票者を候補者とする。

3 得票過半数の者がいないときは、各得票者の得票数とその次位以下の者の得票総数との合計が投票総数の 2 分の 1 を超える者のみについて、過半数の得票者を得るまで繰り返し選挙を行う。ただし、得票同数者に対しては、必要に応じ別に投票を行い順位を定める。全員得票同数のときは、年長順による。

第 8 条 候補者は、学長がやむを得ない理由があると認めない限り辞退することができない。

第 9 条 候補者が選定を辞退したとき、拡大教授会は、辞退者を除き、再び第 7 条及び第 8 条の規定に従い学部長候補者を選定する。

第 1 0 条 学部長の任期は、2 年とする。

第 1 1 条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 7 年 1 0 月 2 日から施行し、平成 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

2 この規程施行の際現に任命されている学部長の任期は、第 1 2 条の規定にかかわらず、平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 5 日一部改正：法人和歌山大学規程第 4 2 5 号）

この改正規程は、平成 1 7 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 1 9 日一部改正：法人和歌山大学規程第 1 6 2 0 号）

この改正規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。